

「働き方改革」の陰に隠れた 政策決定プロセスの議論

2017年3月、政府の「働き方改革実行計画」が発表された。そのなかには、同一労働同一賃金や罰則付き時間外労働の上限規制といった多くの重要項目が盛り込まれ、大きな注目をあびている。

その一方で、すべての土台となる重要課題でありつつも、「働き方改革」（それも本当は「働かせ方改革」であるはずだが）の陰に隠れて、この間あまり注目されてこなかったのではないと思われる議論がある。それは労働政策をめぐる政策決定プロセスの問題である。

2016年7月から厚生労働省において「働き方に関する政策決定プロセス有識者会議」が開催され、12月には報告書がまとめられた。この有識者会議は規制改革会議の議論を受けて設置されているため、「政策決定プロセス」といいながらも、もっぱら労働政策審議会のあり方の見直し論議に終始している。しかも13人の委員のうち労働組合の立場をもつのはわずか1名である。

さらに、報告書で示された改革案にも看過できない点がある。それは、「旧来の労使の枠組みに当てはまらないような課題や就業構造に関する課題などの基本的課題については、必ずしも公労使同数の三者構成にとられない体制で議論を行った方がよい」として、こうした課題を扱う新たな部会（仮称・労働政策基本部会）を本審の下に設置し、この部会は「公労使同数の三者構成ではなく有識者委員により構成する」という点である。

この部会の有識者委員には「企業や労働者の実情を熟知した者を含めるものとする」という一文があるにしても、審議会における三者構成原則が崩されようとしていることは間違いない。議論の内容が構造的課題や中長期的な方向性だからといって、これに労使が関係しないということもありえない。議論を深め、具体化していくことによって、それが働くための詳細なルールにつながっていくのだから、議論の出発点から労使が当事者として参加することが必要である。

ILOが掲げるディーセントワーク実現のための4つの戦略目標のうち、社会対話の確保は、まさにこのことをさしている。すなわち、政労使による協議の場を設け、労働組合が当事者である労働者の代表として参加することがディーセントワークの条件である。

それに本来ならば、ILOの三者構成主義は政労使であ

るが日本の労政審では公労使の構成になっていることをどう捉えるかという点から議論を進めるべきである。

2016年2月に自民党「多様な働き方を支援する勉強会」が発表した「労働政策審議会に関する提言」では、「ILOの三者代表原則を参考に公労使の代表を任命しているが、本来の三者代表では公益代表ではなく政府代表であって、むしろ官邸による政労使会議の方が本来の三者代表原則に則っている」という認識を示している。少なくとも、この指摘の方が理解できる。ただし、自民党のこの提言の本質は、国民各層の意見を反映するようにすべきという内容から、労働組合の位置を引き下げることによって目的があるように思われる。

有識者会議の議事録をみると、一部の委員から労使の代表性を疑問視する意見ばかりが出され、公益とは何か、公益委員をどう位置づけるかなどの議論はほとんどなかったといっても過言ではない。過去の経緯をみれば明らかのように、有識者とか公益委員の多くは、国民を代表するというよりは、政府あるいは関係各省の意見の代弁者にとどまっている。こうした実情を考えれば、この論議のなかでは公益の意義を問うのと同時に、労使はすべての労働者、使用者を代表できているかを問うべきだったといえる。

ただしこの場合、労働組合に求められる課題はますます大きくなる。忘れてはならないのは、あらゆるレベルでのルールづくりは集団的労使関係を通じて行われるのが基本だということである。そのために、未組織労働者のさらなる組織化はもちろんのこと、労働組合はあらゆる労働者の多種多様な声をもっと聞かなければならない。労働組合を通じた民主主義のあり方を本格的に検討すべき時期に来ている。

有識者会議の報告書のなかで懸念されるのは、実はこれだけではない。すべての法律の制定・改正を労政審で議論する慣行を見直し、課題の性質や議論の状況等を勘案して、柔軟な対応を行うという。労政審の枠組みから外れて法律が議論されることになれば、三者構成原則が崩される恐れはより一層大きくなる。

蟻の穴から堤が崩れることもありうる。あらためて三者構成原則の重要性を徹底していく必要があるだろう。

（連合総研主任研究員 麻生裕子）